

## 防災気象警報発令の場合の授業について

テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報に注意し、次のように対応する。

### 1. 午前7時現在、【南河内】地域あるいは居住地域に

「暴風警報」「レベル4 危険警報」「レベル5 特別警報」

のいずれかが発令中 … 自宅待機もしくは避難所待機

### 2. 【南河内】地域に発令されていた

「暴風警報」「レベル4 危険警報」「レベル5 特別警報」

が解除された場合（「レベル3 警報」に下がった場合も含む）

午前 7時までに解除 … 平常授業（8：30～）

午前 9時までに解除 … 第3限（10：30～）より授業

午前 11時までに解除 … 第5限（13：10～）より授業

午前 11時までに解除されないとき … 臨時休校

### 3. 登校後、【南河内】地域に「暴風警報」「レベル4 危険警報」「レベル5

特別警報」が発令されたら、学校の指示によって下校する。

※ 部活動、講習等についても、上に準じる。

※ 【南河内】地域以外に居住する生徒は、上記2.の状況であってもその居住地で上記1.の警報が発令されている場合は、解除されるまで自宅もしくは避難所で待機すること。なお、その場合は遅刻・欠席にはならない。

※ 大阪府教育庁等からの特別の指示がある場合は、そちらに従うこと。